官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○気象庁予報警報規程の一部を改正する告示（気象庁五）　一
〔その他告示〕
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務四六八）　二
○カメルーン共和国における基礎社会サービス施設の修復を通じた南西州復興計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同四六九）
○ブータン王国政府に対する贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（同四七〇）
○返納を命じた旅券を無効とする件（同四七一、四七二）
○保安林の指定をする件（農林水産一九五一～一九六七）
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一八〇）
○道路に関する件（関東地方整備局二五五）
〔人事異動〕
内閣　五
〔叙位・叙勲〕　五
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　六
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　六
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一六二）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
弁護士資格認定、証票無効関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、簡易確定、所有者不明関係　二九
会社その他

法規的告示

○気象庁告示第五号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十四日

気象庁長官　野村　竜一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
別表第四の二（第十二条関係）	
名称	区域
（略）	
大津市北部	滋賀県大津市のうち伊香立支所、小野支所、葛川支所、木戸支所、小松支所及び和邇支所管内
神戸市東灘区	兵庫県神戸市のうち東灘区
神戸市灘区	兵庫県神戸市のうち灘区
神戸市兵庫区	兵庫県神戸市のうち兵庫区
神戸市長田区	兵庫県神戸市のうち長田区
神戸市須磨区	兵庫県神戸市のうち須磨区
神戸市垂水区	兵庫県神戸市のうち垂水区
神戸市北区	兵庫県神戸市のうち北区
神戸市中央区	兵庫県神戸市のうち中央区
神戸市西区	兵庫県神戸市のうち西区
（略）	

改正前	
別表第四の二（第十二条関係）	
名称	区域
（略）	
大津市北部	滋賀県大津市のうち伊香立支所、小野支所、葛川支所、木戸支所、小松支所及び和邇支所管内
（略）	

附　則

1　この告示は、令和八年三月十七日から施行する。

2　この告示による改正後の気象庁予報警報規程の規定は、令和八年三月十七日の十三時以降に行う予報及び警報について適用し、同日十三時前に行う予報及び警報については、なお従前の例による。

その他告示

○外務省告示第四百六十八号

令和七年十一月七日にナイロビで、円借款の供与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の平成三十年三月十六日付けの交換公文に従ってケニア共和国政府に供与されることになったオルカリアⅠ一、二及び三号機地熱発電所改修計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がケニア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十年六月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、ケニア共和国政府との間に行われた。

令和七年十二月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百六十九号

令和七年十二月五日にヤウンデで、カメルーン共和国における基礎社会サービス施設の修復を通じた南西州復興計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　基礎社会サービス施設の修復を通じた南西州復興計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億千六百万円

3　署名者

日　本　側　南健太郎在カメルーン大使

国際連合開発計画側　マチュー・チオウェラ在カメルーン事務所代表

令和七年十二月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百七十号

令和七年十二月二日にニューデリー（インド）で、ブータン王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六億円

3　贈与の供与期限　令和九年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　小野啓一在ブータン大使（インドにて兼轄）

ブータン側　ヴェツォプ・ナムギャル駐日ブータン大使（インドにて兼轄）

令和七年十二月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百七十一号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年十一月二十八日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和七年十二月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日	発行年月日	旅券番号
令和七年十一月二十八日	令和六年二月七日	TM0915635

○外務省告示第四百七十二号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年十一月二十九日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和七年十二月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日	発行年月日	旅券番号
令和七年十一月二十九日	2025年９月25日	TM0973376
令和７年11月29日	2025年９月11日	MV0634349
令和７年11月29日	2025年５月７日	MV0057779
令和７年11月29日	2025年６月27日	MV0293851
令和７年11月29日	2025年２月27日	TT8055098
令和７年11月29日	2019年12月26日	TS5134591
令和７年11月29日	2025年４月25日	MV0053846
令和７年11月29日	2025年１月14日	TT7522390
令和７年11月29日	2020年６月25日	TT1364252
令和７年11月29日	2024年12月３日	MJ4127273

○農林水産省告示第千九百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町豊房字向林ノ一　一九四六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町津地字ヒナタ平ノ上エ九八八、字ノミカ谷一〇四九、一〇五〇、一〇五二、字滝ノ谷ノ上エ一〇五五の一、一〇五五の二、一〇五七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町下菅字瀬戸ノ谷尻三四五、字セドノ谷三六二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町小原字一ノ谷六五三の一、六五三の二、六五四の一、六五五、六六八から六七一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県湯沢市皆瀬字山岸八六の一、八八、一一五、一一八、一二〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山岸一一八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県白河市関辺西方五九の四、五九の五、六一、六五、六六、六八、六九の一、六九の二、七四の二、七四の四、七五、七六、西ノ内一、五一の一、五一の二、五二、丸沢二九、三〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市一村尾四五二、四五三、四五五から四五九まで、四六〇の一、四六〇の二、四六一、四六二、二五八八の一、二五八九の一、二五九〇の二、二五九一から二六〇二まで、二六〇〇の子、二六〇三の一、四五二地先・四五三地先・四五四地先・二五九五地先（以上四筆地先について次の図に示す部分に限る。）、四五三地先（次の図に示す部分に限る。）、四五三地先・二五九五地先（以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。）、四五四地先（次の図に示す部分に限る。）、四五五地先・四五七地先（以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。）、四五七地先（次の図に示す部分に限る。）、四五九地先・二五九七地先（以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。）、四六〇の一地先（次の図に示す部分に限る。）、四六一地先・二五九八地先・二六〇〇の子地先（以上三筆地先について次の図に示す部分に限る。）、四六二地先・二六〇一地先（以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。）、二五九七地先（次の図に示す部分に限る。）、二六〇二地先（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県大洲市菅田町大竹字入道ヶ谷乙一の二、菅田町菅田丙六八四の一、丙六八四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字入道ヶ谷乙一の二・菅田町菅田丙六八四の一・丙六八四の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町中川二三〇三の一から二三〇三の三まで、二三〇八から二三一〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

中川二三〇三の三・二三〇八から二三一〇まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字葛原字立岩山二八四、字八ヶ迫二九〇の一九・二九〇の二〇・二九〇の三七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二九〇の二一から二九〇の二八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字立岩山二八四（次の図に示す部分に限る。）、字八ヶ迫二九〇の二一から二九〇の二八まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、二九〇の一九、二九〇の二〇、二九〇の三七

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市高鷲町大鷲字西ノ野五九〇・字西ケ野一一九二の一・字躑躅ケ野一二〇二の一・一二〇三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐は、択伐による。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町上呂字寺洞二四一一の一七、二四一一の二四、字サクジ二四五二の四八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐は、択伐による。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県北諸県郡三股町大字樺山字高畑八九三の一、八九三の二、八九五、八九七、九三一の一、九三一の二、九三二の一、九三二の二、九三三の一、九三三の二、九三七の一から九三七の三まで、九四七の一、九四七の二、九四九の二、九五〇の一、九五〇の三四、九五〇の三九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内字中山一七三の八一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県北諸県郡三股町大字長田字仁田山一七五〇の三、字城内二八三二の二、二八三九、二八四〇、二八四一の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　次の森林については、主伐は、択伐による。
字仁田山一七五〇の三・字城内二八三二の二・二八三九・二八四〇・二八四一の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市関之尾町六五五一の二七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岩手県奥州市江刺田原字蒲道沢一七二の二、江刺広瀬字西川目六〇の一、一一六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　次の森林については、主伐は、択伐による。
字蒲道沢一七二の二・字西川目六〇の一・一一六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百八十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年十二月二十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和七年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害	青森県 八戸市 三沢市 むつ市 上北郡野辺地町 上北郡七戸町 上北郡東北町 上北郡六ヶ所村 上北郡おいらせ町 下北郡大間町 下北郡東通村 三戸郡南部町 三戸郡階上町 岩手県 宮古市 大船渡市 久慈市 陸前高田市 釜石市 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 下閉伊郡岩泉町 下閉伊郡田野畑村 下閉伊郡普代村 九戸郡野田村 九戸郡洋野町	令和七年十二月八日から令和八年三月二十三日まで

○関東地方整備局告示第二百五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十四日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	大月市初狩町中初狩字神戸南八八一番一地先から同市初狩町中初狩字神戸南八八七番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二十四日

人事異動

内閣

特命全権大使　山田洋一郎

同　三上　正裕

願に依り本官を免ずる（各通）（十二月十九日）

叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する
- 山口　毅彦

正五位に叙する（各通）
- 上原　昭光
- 岡田　雄
- 染野　登
- 田邊　正治
- 向田　孝志
- 山角　博

従五位に叙する（各通）
- 市川　潮
- 岩原謙次郎
- 小松　孝雄
- 佐々木兼昭
- 佐々木　甫
- 渡辺　文男
- 飯田　弘次
- 今泉　惠
- 岩瀬　俊一
- 金子　政信
- 清水　義一
- 高橋　達男
- 千島　緑
- 露口　光男
- 星　衛
- 堀口　英三
- 渡辺　七郎

従六位に叙する（各通）
- 有島　正之
- 大森　利男
- 桑村　正明

正七位に叙する（各通）
- 荻野　哲男
- 松石　三男

従七位に叙する（各通）（以上十一月十七日）
- 江口　博保
- 高井　義美

（神戸大学名誉教授）
- 大上　正美

正四位に叙する（各通）

従四位に叙する
（裁判所書記官）
- 高嶋　博之

正五位に叙する
（熱海市議会議員）
- 田中　秀宝
- 細井　政雄
- 牧野　誠照
- 田中　光夫
- 前田　清勝

従五位に叙する（各通）
- 長山　慈信
- 富田　直昭
- 八巻　貢

正六位に叙する（各通）
- 相原　進
- 後藤　幸男
- 中澤　吉男
- 横森　幸平
- 近藤　徳榮
- 井上　康史
- 井戸　俊夫
- 片平　嘉正
- 湊　勝利
- 領家　務
- 川村　博信
- 中野　三義
- 松井　昭二
- 菊池　浩
- 栗川　明夫
- 川瀬　正揚
- 宮本　一雄
- 山川　政樹
- 菅　正
- 石塚　弘
- 春川　昇平
- 渡邉建太郎
- 中嶋　久吉
- 谷山　重孝
- 杉尾　敏男
- 茂木　吾郎
- 岩月　文雄
- 田中　謙二
- 山口　展男
- 渡瀬　博行
- 山田　英子
- 筒井　孝
- 正田　佐市
- 関根　公一
- 森山　泰雄
- 鎌田　和昭
- 徳永　文隆

従七位に叙する（各通）（以上十一月十八日）

従五位に叙する（各通）（以上十一月十九日）

正六位に叙する

従六位に叙する（以上十一月二十日）

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する

従七位に叙する（以上十一月十九日）

正五位に叙する（十一月二十二日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（各通）（十一月十七日）
- 竹田　榮一
- 山本　周三
（熱海市議会議員）
- 田中　秀宝
- 前田　清勝

旭日小綬章を授ける（各通）（十一月十八日）
- 沖浦　賢嗣

旭日単光章を授ける（十一月十九日）
- 上原　昭光
- 山口　毅彦

瑞宝小綬章を授ける（各通）
- 岡田　雄
- 金子　政信
- 岩瀬　俊一
- 清水　義一
- 佐々木兼昭
- 佐々木　甫
- 染野　登
- 千島　緑

瑞宝双光章を授ける（各通）
- 露口　光男

桑村　正明　野村　勝彦　松石　三男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十七日）
（裁判所書記官）
高嶋　博之
田中　光夫　細井　政雄　渡邉　東一
瑞宝小綬章を授ける（各通）
後藤　幸男　杉尾　敏男　田中　謙二
富田　直昭　吉野　俊一
瑞宝双光章を授ける（各通）
小林　昭三　筒井　孝
中澤　吉男　山田　英子
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十八日）
片平　嘉正　川瀬　正揚　栗川　明夫
菅　正　中野　三義　湊　勝利
瑞宝双光章を授ける（各通）
春川　昇平　吉井　修身
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十九日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、十二月十九日午後六時二十九分御出門、バレエ公演「くるみ割り人形」を御鑑賞のため、新国立劇場（渋谷区）へ行幸啓、同十時五十七分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、十二月二十一日午後六時三分御出門、戦後八十年特別企画リバイバル展示「石川光陽写真展　戦時下の東京」並びに常設展を御覧のため、昭和館（千代田区）へ行幸啓、同九時二分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、令和七年十二月二日、阿武隈川水系河川整備計画を変更したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

令和七年十二月二十四日　東北地方整備局長　西村　拓

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十四日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域　小山市大字粟宮字西道上一四三一番一から同市大字粟宮字東道上九二八番七まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十二月二十五日
(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

公　　告

諸　事　項

証 票 無 効

徴収職員証票
国税収納官吏章
歳入歳出外現金出納官吏章
納税の猶予の申請に関する質問検査章
令和７年７月25日交付　第併７―000000009号
岡山東税務署　財務事務官　八尋　悠人　名義分
令和７年12月10日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
令和７年12月24日　　国　税　庁

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３００２号

川崎市麻生区高石５丁目９番14―310号
清算株式会社　ＪｏｋｅｒＦｉｌｍｓ株式会社
代表清算人　小池賢太郎

1　決定年月日　令和７年12月10日

2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

横浜地方裁判所川崎支部民事部

令和７年（ヒ）第２０号

徳島県徳島市南島田町３丁目68番地１
清算株式会社　株式会社ＭＴＣ
代表清算人　長篠　　範

1　決定年月日　令和７年12月10日

2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

徳島地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０６６号

東京都新宿区西新宿６丁目11番３号Ｄタワー西新宿10階
清算株式会社　株式会社レッドチリ
代表清算人　水原　祥吾

1　決定年月日　令和７年12月11日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　各協定債権者は清算株式会社に対し、各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。

2　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３０３２号

大阪府吹田市豊津町31番27号
清算株式会社　株式会社ワールドスタイル
代表清算人　服部　浩士

1　決定年月日　令和７年12月12日

2　主文　本件協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち令和７年10月30日（特別清算手続開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した債権元本（以下「弁済対象債権」という。）の0.1954975％の金員（ただし、１円未満を切り上げる。）を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、本件協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、その口座に振込送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は清算株式会社の負担とする。

2　本件協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（利息・遅延損害金を含む）から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。

3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済対象債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別表省略）

以上

大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

対象債権の届出期間及び届出債権の認否期間の伸長

令和７年（集）第１号

東京都千代田区六番町15番地
債権届出団体　特定非営利活動法人消費者機構日本
東京都港区港南２丁目16番１号品川イーストワンタワー７階（開始決定時の主たる事務所東京都港区西新橋１丁目２番９号日比谷セントラルビル14階）
相手方　一般社団法人文化芸能国際交流機構
決定の要旨　簡易確定手続開始申立事件における各期間を次のとおり伸長する。
１　届出期間　令和８年１月16日まで
２　認否期間　令和８年４月10日まで
令和７年12月11日
東京地方裁判所民事第20部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
　　掲載の日付　令和七年七月十一日
　　掲載頁　十二頁
（乙）掲載紙　官報
　　掲載の日付　令和七年七月十八日
　　掲載頁　一五六頁（号外第一六六号）

令和七年十二月二十四日
東京都新宿区西新宿六丁目一〇番一号日土地西新宿ビル一三階
（甲）ＬＴＬファーマ株式会社
代表取締役　伊藤　哲郎
東京都新宿区西新宿六丁目一〇番一号日土地西新宿ビル一三階
（乙）日本長期収載品機構株式会社
代表取締役　木川　直毅

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）https://www.stc.toyobo.co.jp/wp2/epn/

令和七年十二月二十四日
大阪市北区梅田一丁目一三番一号
（甲）東洋紡株式会社
代表取締役　竹内　郁夫
大阪市北区梅田一丁目一三番一号
（乙）東洋紡ＳＴＣ株式会社
代表取締役　奥田　有史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　　掲載の日付　令和七年五月二十七日
　　掲載頁　七十三頁（号外第一一六号）
（乙）掲載　官報
　　掲載の日付　令和七年九月八日
　　掲載頁　九十一頁（号外第二〇二号）

令和七年十二月二十四日
大阪市中央区本町三丁目六番四号
（甲）岩谷クリエイティブ株式会社
代表取締役　中畑　勝巳
大阪市中央区本町三丁目六番四号
（乙）アイ・システムネットワーク株式会社
代表取締役　中畑　勝巳

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の発電所運営保守に係る事業及び遠隔監視システムに係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.rn-j.com/
（乙）掲載　日刊工業新聞
　　掲載の日付　令和七年七月一日
　　掲載頁　十頁

令和七年十二月二十四日
東京都港区虎ノ門一丁目二番八号
（甲）リニューアブル・ジャパン株式会社
代表取締役　池内　敬
東京都台東区上野三丁目二四番六号
（乙）株式会社Ｌｏｏｏｐ
代表取締役　中村創一郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の再生可能エネルギーサービス事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
　　掲載の日付　令和七年十一月十八日
　　掲載頁　六十一頁（号外第二五三号）

令和七年十二月二十四日
東京都江東区木場六丁目四番二号ＫＩビル六Ｆ－二
（甲）ＧＣエナジー株式会社
代表取締役　藤田　浩光
東京都江東区木場六丁目四番二号ＫＩビル
（乙）ＧＣストーリー株式会社
代表取締役　西坂　勇人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の介護事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
　　掲載の日付　令和七年十一月十八日
　　掲載頁　六十一頁（号外第二五三号）

令和七年十二月二十四日
東京都江東区千石一丁目一二番五号
（甲）アリエ祐起元株式会社
代表取締役　柴田　昌志
東京都江東区木場六丁目四番二号ＫＩビル
（乙）ＧＣストーリー株式会社
代表取締役　西坂　勇人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十四日

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号　（甲）鯱キャピタル合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都杉並区清水一丁目一二番二号

（乙）合同会社コビハムランド

代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十四日

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号　（甲）鯱キャピタル合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都渋谷区神南一丁目一一番四号ＦＰＧリンクス神南五階　（乙）合同会社ラーマ

代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在愛知県北名古屋市熊之庄西出七三番地　名称東宝プラザ師勝店）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十二日

掲載頁　一二二頁（号外第二七二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十二日

掲載頁　一二三頁（号外第二七二号）

令和七年十二月二十四日

愛知県北名古屋市西之保深坪三九番地一

（甲）三共株式会社

代表取締役　加藤　健二

名古屋市天白区野並三丁目五一七番地

（乙）株式会社東宝ホールディングス

代表取締役　竹原　一成

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のフィルム事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.toyocloth.co.jp/profile-04/

（乙）https://www.stc.toyobo.co.jp/wp2/epn/

令和七年十二月二十四日

大阪府泉南市樽井六丁目二九番一号

（甲）東洋クロス株式会社

代表取締役　片山　一彦

大阪市北区梅田一丁目一三番一号

（乙）東洋紡ＳＴＣ株式会社

代表取締役　奥田　有史

組織変更公告

当組合は、令和七年十一月十五日開催の臨時総会の決議により、一般社団法人に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の名称は一般社団法人岩木岩屋牧野といたします。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る財産目録は主たる事務所に備え置いております。

令和七年十二月二十四日

岩手県八幡平市岩屋八八番地

岩木岩屋牧野農業協同組合

代表理事　池本　治雄

組織変更公告

当組合は、令和七年十一月二十日開催の臨時総会の決議により、一般社団法人に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の名称は一般社団法人扇畑牧野会といたします。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る財産目録は主たる事務所に備え置いております。

令和七年十二月二十四日

岩手県八幡平市扇畑一八三番地

扇畑牧野農業協同組合

代表理事　齋藤　守男

組織変更公告

当組合は、令和七年十一月二十九日開催の臨時総会の決議により、一般社団法人に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の名称は一般社団法人新町牧野といたします。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る財産目録は主たる事務所に備え置いております。

令和七年十二月二十四日

岩手県八幡平市荒屋新町一四三番地三

新町牧野農業協同組合

代表理事　五日市正男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月二十七日であり、組織変更後の商号はオフレックス株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十四日

埼玉県富士見市渡戸三丁目七番五号

Ｌｕｍｉｏ合同会社

代表社員　畠山　浩二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十四日

東京都大田区池上七丁目一七番一五号

合同会社ＡＧＥ

代表社員　揚妻　大貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十四日

東京都世田谷区成城四丁目四番一一号

スプリングエイト合同会社

代表社員　正岡　智子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、組織変更後の商号はＴＡＪＡＥＮ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十四日

愛知県東海市荒尾町寺下二九番地の一

合同会社ＴＡＪＡＥＮ

代表社員　李　世樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十四日

愛知県高浜市春日町二丁目三番地三八

合資会社グリーンプラント石伯

代表社員　石川　昭吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十四日

大阪府豊中市末広町一丁目六番二九号ライオンズマンション豊中西口五〇三

ＰｏｌｉＬａｂ合同会社

代表社員　織田　匠吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十四日

大分県由布市湯布院町川南一五五〇―三

ファシレ湯布院弐番館二一一一

合同会社アイネット

代表社員　濱野　星華

効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年十二月二十六日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年一月三十日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十二月二十四日

愛媛県新居浜市松神子三丁目一番三九号

（甲）株式会社滝田工業

代表取締役　瀧田　博文

愛媛県新居浜市松神子三丁目一番三九号

（乙）株式会社ＤＡＩＳＨＯ

代表取締役　瀧田　啓司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月二十四日

栃木県大田原市若草一丁目一三九八番地一

有限会社稲田興産

代表取締役　稲田　幸久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五〇〇万五円減少し一億円とすることにいたしました。減少する五〇〇万五円全額を資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://efit.co.jp/bs/term.pdf

令和七年十二月二十四日

東京都港区赤坂二丁目一四番一一号天翔赤坂ビル三〇五号室

株式会社ｅｆｉｔ

代表取締役　宮原　勝利

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十九億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　九十二頁（号外第一四一号）

令和七年十二月二十四日

東京都中央区京橋二丁目五番一八号

シミズ・ファイナンス株式会社

代表取締役　山口　充穂

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円減少して一億円とし、その全額を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月二十四日

東京都港区西新橋一丁目一番一号

株式会社ヴィアックスＲホールディングス

代表取締役　水野　仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千九百八十三万六千六百三十五円減少し、五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月三十日であります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一四一頁（号外第一四四号）

令和七年十二月二十四日

東京都千代田区神田錦町二丁目二番地一

株式会社コミチ

代表取締役　萬田　大作

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月五日

掲載頁　五十九頁（号外第二六七号）

令和七年十二月二十四日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

ニューブリッジ10株式会社

代表取締役　沈　徳輔

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十億三千九百八十六万八千三百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十九日

掲載頁　五十六頁（号外第二四〇号）

令和七年十二月二十四日

埼玉県坂戸市南町一五番二号第3増尾ビル一Ｆ

株式会社増尾元秀商店

代表取締役　増尾　鷹士

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十二億六千八百三十九万五千八百三十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月二十四日

福井県福井市上北野一丁目七番七号

株式会社エーシングループホールディングス

代表取締役　永森　芳信

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十二億九千五百四十三万三千六百七十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十九日

掲載頁　七十三頁（号外第二七七号）

令和七年十二月二十四日

福井県福井市上北野一丁目七番七号

株式会社エーシン

代表取締役　永森　幹朗

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月十七日開催の臨時株主総会において、資本金の額を三億三千五百九十七万七千五百円減少して一億円とし、資本準備金の額を三億三千五百九十七万七千五百円減少して一億円とすることを決議しました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.myfintech.co.jp

令和七年十二月二十四日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ｍｙ　ＦｉｎＴｅｃｈ株式会社

代表取締役会長兼社長　福田　尚久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千二万五千円、資本準備金の額を一億九千七百四十七万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月二十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ55株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千百九十万八千四百六十四円、資本準備金の額を一億五千百九十万八千四百六十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十二月十二日

掲載頁　三頁

令和七年十二月二十四日

東京都港区六本木三丁目二番一号

株式会社ＤＧＨＤ

代表取締役　清水　勇人

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年二月六日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十二月二十四日

愛知県刈谷市幸町一丁目一番地一

津田工業株式会社

代表取締役　野入　達徳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月二十四日

東京都中野区弥生町二丁目一四番二号アルミットビル

日本アルミット株式会社

代表取締役　向井　賢二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月二十四日

川崎市川崎区堤根三七番地

昭和薬品工業株式会社

代表取締役　魚津　充利

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月二十四日

静岡県浜松市中央区湖東町四〇七九番地の一

株式会社浅沼技研

代表取締役　浅沼祐一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月二十四日

静岡県富士市伝法五五五番地の一

株式会社アルファ電子

代表取締役　山本　真生

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月二十四日

横浜市神奈川区栄町六番地一ヨコハマポートサイドロア壱番館一九〇六号

株式会社梅沢商会

代表取締役　長谷川みどり

株式移転につき株券等提出公告

当社は、ヨコウングループホールディングス株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月五日までに当社にご提出下さい。

令和七年十二月二十四日

秋田県横手市横手町字大関越九一番地一

ヨコウン株式会社

代表取締役　塩田　充弘

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中村信次が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十四日

神奈川県横浜市都筑区川和町二二〇七番地二八

ＭＩＣＲＯＴＥＳＴ　Ｓ．Ｐ．Ａ

日本における代表者　中村　信次

破産手続開始申立ての公告

当法人は、令和六年十二月二十三日解散し清算中でしたが、当法人の財産がその債務を完済するのに足りてないことが明らかになったため、令和七年十月二十七日熊本地方裁判所に破産手続開始の申立てを行いましたので、公告いたします。

令和七年十二月二十四日

熊本県菊池郡大津町室一七二八―一テクノ・ヴィラ二階Ｓ二〇八号室

特定非営利活動法人シンフォニことばの海はぐくみの森　清算人　木村美智子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金十五億千六百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年十二月十七日付官報の号外第二百七十五号百五十三頁に掲載されています。

令和七年十二月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

アールイーエフソー・インベストメンツ

特定目的会社　取締役　栗国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千百五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十二月十六日付官報の号外第二七四号六十一頁に掲載されています。

令和七年十二月二十四日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ＪＤＰ３Ｃｏ―Ｉｎｖｅｓｔ２特定目的会社　取締役　福永　隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を千百八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十二月十六日付官報の号外第二七四号六十一頁に掲載されています。

令和七年十二月二十四日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

汐留１４ロジスティック特定目的会社

取締役　関口　陽平

決定整備計画実行完了公告

当社は、決定整備計画の全部の実行を完了いたしましたので、企業再建整備法第四十一条第一項の規定により公告いたします。

令和七年十二月二十四日

名古屋市中村区剣町三八番地

株式会社加藤建材店

代表取締役　加藤　光信

訂正公告

令和七年十二月十八日（号外第二七六号）掲載の（乙）ｇｏｂｏｃ　Ｂａｓｅ株式会社に係る第八期決算公告（枠組）中、「固定資産」とあるは「繰延資産」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月二十四日

扱　店

取消公告

令和七年十二月十八日（号外第二七六号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）を取消します。

令和七年十二月二十四日

北海道二海郡八雲町落部七四八番地一

（甲）株式会社イチヤママル長谷川水産

代表取締役　長谷川貴大

北海道二海郡八雲町落部五七四番地

（乙）株式会社ハルミフーズ

代表取締役　新保　晴巳

取消公告

令和七年九月十日（号外第二〇四号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中の合併公告並びに令和七年十月三十日掲載の株式会社ヒワキに係る効力発生日変更公告は取消します。

令和七年十二月二十四日

鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野五四五六番地

（甲）樋脇精工株式会社

代表取締役　松下　順紀

鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野五五四八番地

（乙）株式会社ヒワキ

代表取締役　松下　順紀

正誤

ページ	段	行	誤	正
公布厚生労働省令第百十七号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令）（原稿誤り）				
七六		改正後欄終りから一二	十八の五各号	十八の五第一項各号
令和七年十一月二十八日（号外第二百六十号）公布厚生労働省令第百十八号（児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
一五三		改正後欄終りから六	第十七の三	第十七条の三